

令和3年度

札幌市文化財保護審議会  
(第1回)

令和3年7月26日(月)

市民文化局文化部

# 目 次

I	国等による文化財施策の動向	1
II	経常事業（文化財係関係）	1
	1 令和2年度事業報告	
	2 令和3年度実施予定事業	
III	経常事業（埋蔵文化財係関係）	4
	1 令和2年度事業報告	
	2 令和3年度実施予定事業	
IV	政策事業	5
	1 札幌市文化財保存活用地域計画について	
	2 歴史文化のまちづくり推進事業	
	3 文化財施設等保全事業	
V	札幌市指定文化財の指定に係る今後の方向性について	7
	別添資料	8

## I 国等による文化財施策の動向

わが国の文化財保護制度は、文化財保護法により、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の6分野を定め、これらのうち重要なものを国または地方公共団体が指定・選定・登録等を行うことで、貴重な文化財の保存・継承を図っている（別添資料1-1）。

また、近年では特に、文化財について積極的に公開等を行い、活用機会を創出することで次世代への継承を促す取組が重要と考えられるようになってきている。

文化財保護法については、令和元年4月、これまでの指定等を中心とした文化財保護制度に加えて、都道府県による文化財保存活用大綱、市町村による文化財保存活用地域計画の策定が規定されるなど、未指定の文化財を含む地域の文化財についての地域社会総がかりによる総合的な保存・活用に向けた体制を強化する内容で改正が行われ、これを受けて札幌市では、令和2年2月に「札幌市文化財保存活用地域計画」を策定。同年8月には北海道において「北海道文化財保存活用大綱」の策定がなされた。

また、令和3年4月には、無形及び無形民俗文化財の登録制度の新設及び地方公共団体による文化財の登録制度についての規定を設ける改正法が成立。令和4年4月に施行予定の地方登録制度に関する規定を除き、令和3年6月14日に施行された（別添資料1-2）。

## II 経常事業（文化財係関係）

### 1 令和2年度事業報告

#### (1) 市内文化財の指定等

令和2年度の市内指定・登録文化財の状況については、以下のとおり（別添資料2-1、2-2）。

文化財名称	所有者	内容等
旧札幌控訴院庁舎	札幌市	国の重要文化財（建造物）に指定（令和2年12月）

#### (2) 札幌市所有文化財の保存・活用

札幌市が所有する指定・登録等文化財のうち建造物や史跡については、文化財本来の価値を損なわいよう適切な維持管理を行うとともに、市民等のニーズを踏まえた幅広い活用のあり方を検討の上、修繕や復元、耐震化等の保存・活用工事を実施し、観覧施設等として公開等を行っている。また、指定文化財である歴史資料等は、複製を活用するなどして適切な保存と公開に努めている。

文化財課では、13件の指定文化財（国指定：4件、道指定：2件、市指定7件）を所管するほか、市有施設等において地域の団体等が資料の保存・展示を行う郷土資料館への支援を行っており、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の

ため、各施設とも休館や利用制限等を含む対策を実施。感染状況が収束した令和2年8月には観光需要喚起策として、時計台・豊平館の両施設が市有施設無料化の取組に参加した（別添資料2-3、2-4）。

また、文化財課所管施設の計画的な修繕を実施するため、平成29年度から文化財施設保全事業を開始しており、令和2年度は、豊平館付属棟および札幌村郷土記念館の保全計画策定、各施設の計画を統合した全体の保全計画策定等を行った。

### (3) 無形文化財保存伝承事業

市指定無形文化財丘珠獅子舞及びアイヌ民族の伝統行事であるアシリチェプノミの保存伝承事業に対する補助事業を継続し、令和2年度も両保存団体から申請がなされた。このうち丘珠獅子舞については新型コロナウイルスの影響により祭事は中止、伝承活動も制限され、補助対象となる活動実績がなかった旨の報告を受けた。



#### アシリチェプノミ

令和2年9月13日、新しい鮭を迎える儀式として豊平川河川敷で行われ、アイヌ古式舞踊等が披露された。当日参加者約120人。

#### 丘珠獅子舞奉納演舞

札幌市指定無形文化財に指定されており、丘珠獅子舞保存会によって保存・伝承がなされている。毎年丘珠神社例祭（毎年9月15日）に獅子舞を奉納しているが、令和2年度は中止となった。



### (4) 文化財の普及啓発

市民等に対し、文化財の価値と魅力を発信するため、各種情報媒体の整備、文化財課ホームページでの情報発信、職員による文化財の普及啓発講座等を実施した。令和2年度は、札幌市の文化財に関する総合的な情報を網羅した小冊子「札幌の文化財」をリニューアル。併せて、「文化財めぐりMAP」を作成し、区役所等で配布を開始した。

例年実施している札幌市文化財保護指導員による文化財普及講座は、新型コロナウイルスの影響により申し込みが激減し、実績は1件にとどまった。

(5) その他の主な取組

・時計台創建記念日記念行事

時計台をより市民に親しんでもらうための活動を行っている「時計台まつり実行委員会」により、「時計台創建 142 周年記念式典」及び「記念演奏会」が開催された。例年は記念行事への補助を行っており、令和 2 年度についても予算を組んでいたが、新型コロナウイルスの感染拡大により記念行事の規模が大幅に縮小され、補助の申し出がなかったことから、記念行事の広報等の支援を行った。

・子どもの提案・意見募集事業

子ども未来局（子どもの権利推進課）所管の同事業において「文化財をもっと知ってもらうにはどうしたらいいだろう?」、「みんなが参加したくなる文化財のイベントを考えよう!」と題した意見募集を行い、令和 3 年 3 月発行の「子ども通信」にて結果を公表した。

・北海道遺産デザインコンテスト

NPO 法人北海道遺産協議会との共催により、札幌市内の文化財をモチーフとした創造性豊かなイラストやグラフィックなどのデザイン表現を募集するコンテストを実施。入賞作品により文化財の普及・啓発イベント等での頒布品（缶バッジ及びコースター）を制作した。

## 2 令和 3 年度実施予定事業

(1) 札幌市所有文化財の保存・活用（継続）

(2) 無形文化財保存伝承事業（継続）

丘珠獅子舞及びアシリチェプノミ（令和 3 年 9 月 12 日実施予定）保存伝承活動への支援を継続。

(3) 文化財の普及・啓発（継続）

文化財保護指導員による文化財普及講座の継続。

冊子「札幌の文化財」及び「文化財めぐりマップ」の配布を継続。

(4) その他

時計台創建記念日記念行事への支援を継続。

※ いずれの事業についても、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、事業実施の是非を含めた対策等を講じていく方針。

### Ⅲ 経常事業（埋蔵文化財係関係）

#### 1 令和2年度事業報告

##### (1) 埋蔵文化財保護事業

- ・埋蔵文化財協議

表1 令和2年度 埋蔵文化財協議件数

事業区分	照会件数	協議書件数	取扱い指示件数				文化財保護法に基づく届出・通知	所在調査実施件数	試掘調査実施件数	工事立会実施件数	発掘調査実施件数
			発掘調査	工事立会	工事着手(慎重)	その他					
民間	593	55	0	14	38	0	47	0	14	13	0
公共	315	38	1	23	11	0	6	5	6	23	0
総計	908	93	1	37	49	0	53	5	20	36	0

- ・発掘調査事業（なし）

##### (2) 普及啓発事業

表2 令和2年度 普及啓発事業（()内は令和元年度数）

	展示室入場者	団体見学			出前講座	カルチャーナイト
		学校関係	一般	総計		
件数	—	1(10)	0(8)	1(7)	0(2)	—
人数	24,317 (38,103)	7(565)	0(161)	7(726)	0(152)	—(37)

※ 令和2年4月14日～5月31日は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため臨時休館。再開後も、埋蔵文化財展示室団体利用は休止、体験道具等は撤去。

- ・令和2年度企画展「木の実なんの実？～遺跡から出土したクルミ・ドングリ・クリ～」(令和3年1月15日～令和3年3月31日)

##### (3) 丘珠縄文遺跡運営管理事業

- ・縄文体験学習、発掘調査、遺跡公開デー等を実施

表4 令和2年度 丘珠縄文遺跡利用者数（()内は令和元年度数）

	来場者	団体利用	縄文土器づくり	縄文土器野焼き	縄文玉づくり
件数	—	0(37)	—(3)	—(1)	5(5)
人数	25,060(60,253)	0(1,124)	—(76)	—(107)	82(136)

※ さとらんどセンターハウスの大規模改修工事により撤去・養生していた「おかだま縄文展示室」(センターハウス2階)の復旧作業のため、当初は、令和2年4

月 1 日～28 日まで休館としていたが、令和 2 年 4 月 12 日に「北海道・札幌市緊急共同宣言」が発出され、同年 4 月 14 日から市有施設は休館、さらに、同年 4 月 16 日に発令された「緊急事態宣言（全国）」を受けて、引き続き 4 月 17 日～5 月 31 日の期間、新型コロナウイルス感染拡大予防のため臨時休館となった。再開後も、丘珠縄文遺跡の団体利用、ボランティア活動、各種講座は休止、一部縄文体験メニューは制限付きで実施。

## 2 令和 3 年度実施予定事業

### (1) 埋蔵文化財保護事業

- ・発掘調査事業

表 5 令和 3 年度 発掘調査事業

遺跡名	業務内容	委託者	事業内容	所在地	遺跡の時期	遺跡の概要	面積 (㎡)
K496	発掘調査	札幌市	道路新設	北) 屯田町	続縄文文化	続縄文時代の土器、石器など	2,830

### (2) 普及啓発事業

- ・埋蔵文化財展示室企画展等の実施

### (3) 丘珠縄文遺跡運営管理事業

- ・体験学習、発掘調査、遺跡公開等の実施

※ いずれの事業についても、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、事業実施の是非を含めた対策等を講じていく方針。

## IV 政策事業

### 1 札幌市文化財保存活用地域計画について

令和 2 年 2 月に、文化財の保存・活用に関する本市で初めての指針となる「札幌市文化財保存活用地域計画」を策定した。

計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間としており、既往の取組も含め文化財の保存・活用に関する事業等を「文化財の保存・活用に関する措置」として総括し、随時進捗状況を把握するとともに「札幌市文化芸術意識調査」の結果の分析を踏まえながら連動する取組の事業内容に反映させるなどの進行管理を行うこととしており、令和 3 年 7 月には、令和 2 年度の各措置の進捗状況を調査済み（別添資料 3）。

計画の進行管理等の状況については、当審議会への報告及び意見聴取を随時行い、その内容について、後述する札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会とも共有しながら

ら必要な取組を進め、次期の計画策定時（現計画の改定時）には各取組状況や課題の改善状況等についてあらためて総括、検証を行う予定。

## 2 歴史文化のまちづくり推進事業

令和元年度から令和4年度にかけ、札幌市と市民・有識者等が連携し、札幌市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の調査や活用等の取組を推進するもの。

令和2年3月に設立した、札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会（構成団体は、札幌市、一般社団法人札幌観光協会、札幌商工会議所。以下「協議会」という。）による各種事業の推進のほか、市内文化財のデータベース化、郷土資料館の支援手法検討を行う。

### (1) 文化財データベースの構築

令和2年度からの新規事業であり、市内の指定・登録文化財、さっぽろ・ふるさと文化百選選定物件、札幌市の既往調査で把握した歴史的建造物（指定・登録文化財を除く）、一部を除く郷土資料館収蔵資料の情報を集約したデータベースを構築し、令和3年3月よりインターネットで公開。併せて、データベースに登録された情報のスマートフォン向けアプリ「にっぽん風景なび」への掲載を令和3年6月から開始した（別添資料4）。

データベースの情報は令和3年度以降も随時追加・更新を予定している。

### (2) 協議会による事業

令和2年度は、札幌の文化財・歴史文化の価値と魅力を伝える新たなコンテンツである関連文化財群及びストーリー（以下「関連文化財群等」という。）設定に向けた市民ワークショップを開催し、「大友掘」、「開拓使」、「札幌軟石」の3テーマについての参加者意見等を踏まえた関連文化財群等を設定した。また、文化財や歴史文化を観光資源等としての活用する取組を促すため、ボランティアガイド育成講習会、モニターツアー、文化財の普及・啓発のためのシンポジウムを開催したほか、設定した関連文化財群等を題材とした市内文化財の周遊促進のためのパンフレット作成した（別添資料5）。

令和3年度は、上記一連の事業を継続し、新たなテーマで関連文化財群等の設定とその後の事業展開のほか、新たに、令和2年度に設定済みの関連文化財群等を題材とした子ども向けパンフレットを制作予定（別添資料6-1、6-2）。

### (3) 郷土資料館支援手法検討

令和3年度からの新規事業。札幌市が建物又は土地を所有している郷土資料館（計13施設）においては、入館者数の低迷や、展示内容の陳腐化、管理運営にかかわる保存団体等の高齢化による担い手不足等、様々な課題を抱えていることから、その支援手法を検討する。

令和3年度は、過去に札幌市で実施した市民・各郷土資料館へのアンケート及び各郷土資料館へのヒアリング結果をもとに抽出した課題について、他都市の取り



組み状況を調査し、各課題に資する効果的な取り組みを調査検討するとともに、将来的に札幌市へ求められる方策を整理する。

### **3 文化財施設等保全事業**

文化財施設の適切な保存のため、事後修繕ではなく、予防的修繕を計画的に実施することを目的とし、平成 29 年度に事業化したものである。令和 2 年度からは施設の耐震化も事業として位置付けたほか、令和 3 年度からは対象を文化財課所管の郷土資料館まで広げている（別添資料 7、8、9）。

## **V 札幌市指定文化財の指定に係る今後の方向性について**

令和 2 年 10 月に政令指定都市を対象に、市指定文化財制度等の運用等に関する現況調査を実施した。調査結果及び直近の文化財保護法改正を踏まえ、今後の札幌市の文化財指定のあり方等について必要な検討を行う。（別添資料 10-1、10-2、10-3、10-4、11）